

報告第 2 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 7 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
令和2年6月19日	100,000円	葛飾区在住者	令和元年8月13日、相手方から「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」（以下「DV等支援措置」という。）の仮の適用の申出を受けていたにもかかわらず、DV等支援措置に係る加害者からの請求に応じて相手方の戸籍の附票の写しを発行し、精神的苦痛を与えた。